

障害児通所支援事業所 安全計画

株式会社ココロ音 WAKUーWAKU（児童発達支援・放課後等デイサービス） WAKUーWAKU pixie（児童発達支援）

◎安全点検

（１）施設・設備・事業所外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	・安全点検チェック ・送迎ルート、駐車場の確認	・安全点検チェック	・安全点検チェック	・安全点検チェック ・事故防止ハンドブックの確認	・安全点検チェック	・安全点検チェック
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	・安全点検チェック ・送迎ルート、駐車場の確認	・安全点検チェック	・安全点検チェック	・安全点検チェック ・事故防止ハンドブックの確認	・安全点検チェック	・安全点検チェック

（２）マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
緊急時対応及び事故発生	令和5年12月1日	適宜	事業所内もしくは事務所
非常災害対策（避難確保計画）	令和6年4月1日	適宜	事業所内もしくは事務所
感染症の予防及びまん延防止（衛生管理）	令和5年12月1日	委員会開催時	事業所内もしくは事務所
身体拘束の適正化	令和5年12月1日	委員会開催時	事業所内もしくは事務所
虐待の発生・再発防止	令和5年12月1日	委員会開催時	事業所内もしくは事務所
防犯対策	令和5年12月1日	適宜	事業所内もしくは事務所
送迎・安全徹底	令和6年4月1日	適宜	事業所内もしくは事務所
業務継続計画（BCP）感染症・自然災害	令和6年4月1日	訓練実施時	事業所内もしくは事務所
ハラスメント防止	令和5年12月1日	適宜	事業所内もしくは事務所
安全計画	令和6年4月1日	適宜	事業所内もしくは事務所

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	通 年
未就学児 (児童発達支援)	○ 児童ごとにスケジュールを提示して、安心・安全に過ごせるようにする。 ○ 事業所内は、どこで何をするのかを分かり明示して、その場に適した活動ができるようにする。 ○ 送迎時や外出をする時には、必ず職員と手をつなぐようにする。 ○ 避難訓練を行い、職員について避難できるようにする。
就学児 (放課後等デイ)	○ 避難訓練で災害についての理解を深めて、有事の際は速やかに避難行動できるようにする。 ○ 学校での待機や外出時には、交通ルール・マナーを遵守するようにする。

(2) 保護者への説明・共有

通 年
○ 安全計画を事業所内に掲示する、保護者に配布もしくはホームページに掲載して、取り組みについて周知する。 ○ 園での安全教対策を事業所と共有する。また、保護者自身が交通ルールやマナーを遵守して、家庭での安全教育を依頼する。 ○ 災害時の避難行動や避難場所の確認など、家庭内で話し合う機会を設けてもらう。 ○ 児童が利用中に非常災害が発生した場合、事業所と保護者の連絡手段や避難場所の確認をする。

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月 ~ 9 月
避難 訓練等	○ 業務継続のための訓練 ○ 感染症の予防及び食中毒のまん延のための訓練＜第1回＞ ○ 防災避難訓練（風水害・地震） ○ 防災避難訓練（火災）
その他 ※1	○ 自動車運行の安全確認のための訓練
月	10 月 ~ 3 月
避難 訓練等	○ 感染症の予防及び食中毒のまん延のための訓練＜第2回＞ ○ 防災避難訓練（風水害・地震） ○ 防災避難訓練（火災）
その他 ※1	○ 自動車運行の安全確認のための訓練 ○ 防犯・不審者対応のための訓練

※1「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去。AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎車両における見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（法人内実施・外部実施を明記）

4 月 ～ 9 月	10 月 ～ 3 月
○ 感染症の予防及び食中毒のまん延防止＜第1回＞（法人内） ○ 業務継続（法人内） ○ 身体拘束の禁止・虐待等の禁止（法人内） ○ 運行に関する安全徹底（法人内）	○ 感染症の予防及び食中毒のまん延防止＜第2回＞（法人内） ○ 緊急時の対応・事故発生時の対応（法人内） ○ ハラスメントの防止（法人内） ○ 苦情発生時に対応（法人内）
新規採用時に必要な研修を実施する。	

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

行政等が実施する訓練については、適宜情報を確認して訓練・講習に参加する。

◎再発防止策の徹底（ヒヤリハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

- 岡山市の「事故発生時の対応について定めた基準条例等」に基づき、報告書を作成する。
- 事故（ヒヤリハット）が発生した場合、ミーティング等で情報共有をして速やかに再発防止策を立て実施する。
- 報告書を収集して、事故の発生場所・時間帯などを分析して、再発防止を行う。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- 登降園の安全確保（児童発達支援） ・送迎等で登降園する際、事前に氏名と顔がわかるものを園に提出する。
- 下校時の安全確保（放課後等デイサービス） ・生徒の引き渡し（待機）場所を学校毎に確認をする。

令和6年4月1日 作成

令和7年7月1日 一部改訂